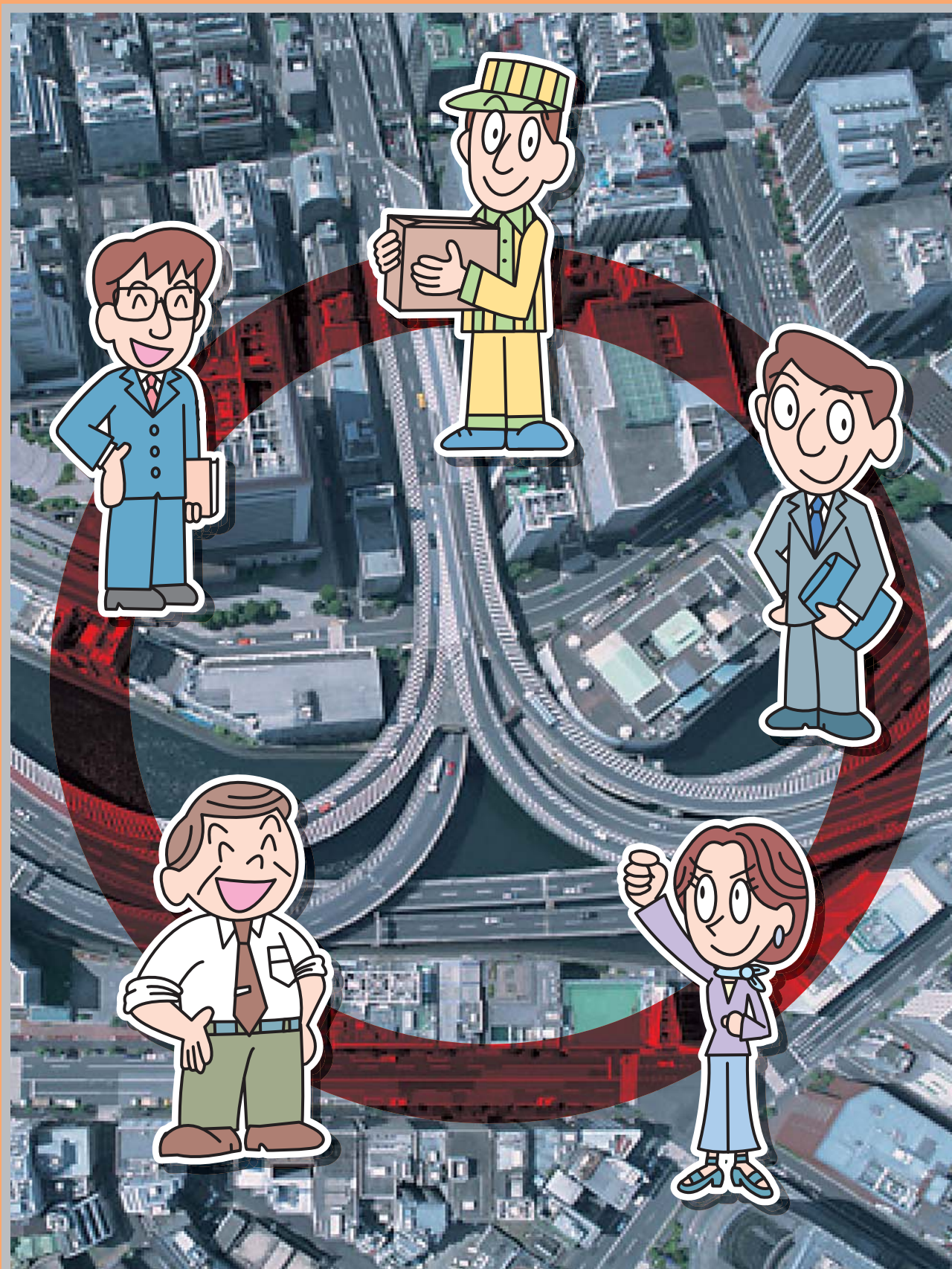


平成18年度

正しい下請取引



経営
サポート



中小企業庁

本書では、下請取引の適正化・健全化を目的とした、下請取引に関する二つの法律をご紹介します。

下請代金法※ 2P～6P, 8P

親事業者と下請事業者の**適正な取引の実現**と**下請事業者の利益を保護**することを目的としています。

下請代金法では、

①親事業者が守らなくてはならないこと（契約を書面で交わす等）

②行ってはいけないこと（代金の減額、支払遅延、買ったたき等）

が定められています。

※下請代金支払遅延等防止法（詳細についてはHPでご覧下さい。）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>



下請振興法※ 7P, 8P

下請事業者の自立を支援するための環境整備を行うことを目的としています。

国は、親事業者と下請事業者が望ましい取引を行うための指針として「振興基準」を定めています。

※下請中小企業振興法（詳細についてはHPでご覧下さい。）
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>

下請取引とは

下請取引とは、概ね、規模が大きい事業者から小さい事業者に物品等の製造等を委託する取引を指しますが、下請代金法と下請振興法では定義が異なりますのでご注意ください。（6頁をご参照下さい。）

■親事業者の義務

親事業者には守らなければならない4つの義務があります。

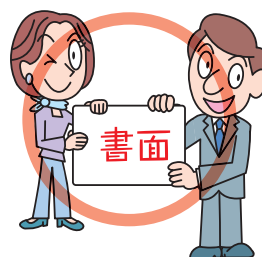
- ①発注の際は、**書面**を作成してその書面を直ちに
下請事業者に渡す必要があります。



口頭発注はトラ
ブルの元です。



こちらの注文書
の内容をお願いします。



発注書面の記載
事項が定められ
ています。

(9頁をご参照下さい。)

- ②発注書面には、「**支払期日**」を定め、記載
する必要があります。

- ③取引が完了した後も、取引の内容を**記録**し、**2年間保存**する必要が
あります。



物品等を受領した
日から**60日以内**
に！

(検査・検収に要する日数
にかわりありません。)

- ④支払が遅れた場合は、**遅延利息を支払う**
必要があります。

納品してから
もう60日を
超えたから利息を
もらわなくては



発注
契約

納入

代金
支払

下請代金法

■親事業者の**禁止行為** 以下の行為は全て「禁止行為」です。

受領拒否

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注した物品等を受領しないことです。発注の取消しや納期の延期も受領拒否になります。



下請代金の支払遅延

親事業者が発注した物品等の受取日から、60日以内で定められた支払期日までに親事業者が下請事業者に下請代金を支払わないことです。



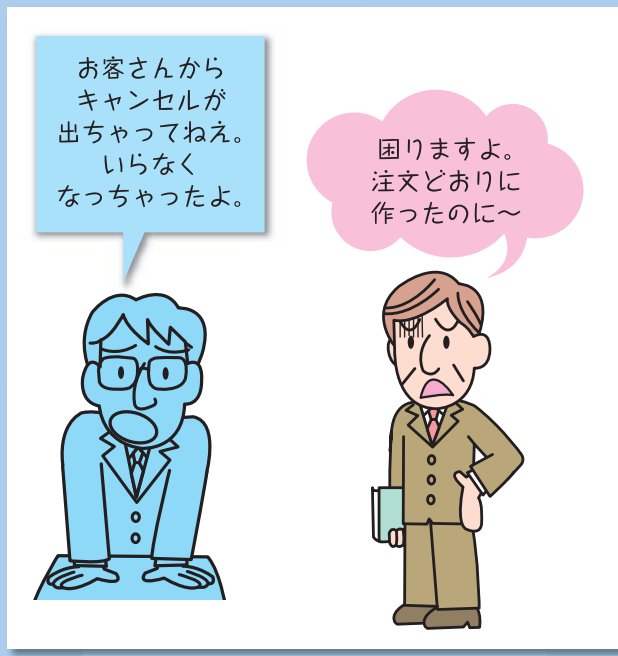
下請代金の減額

下請事業者に責任がないにも関わらず、発注時に決めた下請代金を発注後に減額することです。協賛金、値引きなどの名目に関わらず、あらゆる減額行為が禁止されています。



不当返品

下請事業者に責任がないにも関わらず、受領した物品等を返品することです。

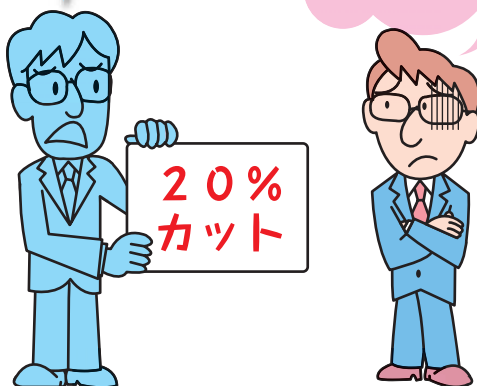


買いたたき

下請代金を決める際に、通常支払われる対価に比べて著しく低い価格を親事業者が一方的に定めることです。

来月から、全ての納品単価を
20%カットしてくれ。
でも、話し合う余地は
一切ないからね。

そ、そんな
無茶苦茶ですよ～

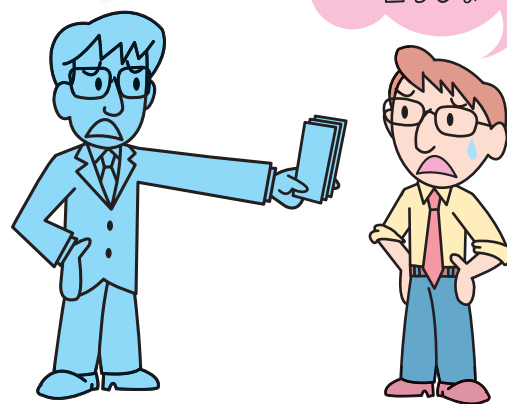


物の購入強制・役務の利用強制

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自社製品等の購入や、親事業者が指定するサービス等の利用を強制することです。

このイベントチケット
買わないと、
仕事を出さないぞ！

そんな物
必要ないのに～。
でも仕事がもらえないと
困るしな～

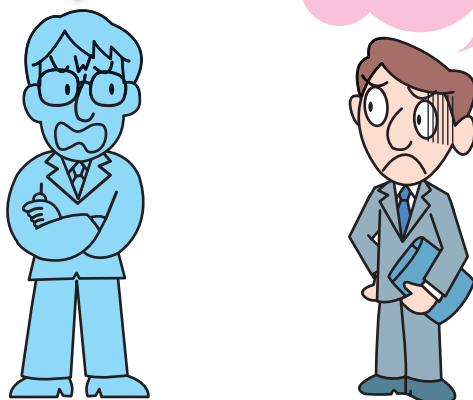


報復措置

下請事業者が親事業者の下請代金法の違反行為を所管官庁に知らせたことを理由として、親事業者が取引の停止や減額、その他不利益な取扱いをすることです。

なんで
言いつけたんだよ。
もう仕事はやらないぞ！

え～。
そんな困りますよ～

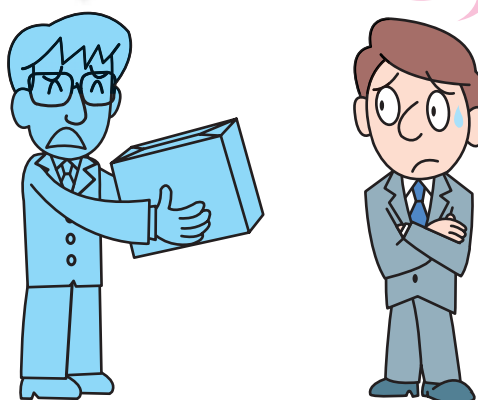


有償支給原材料等の対価の早期決済

親事業者が有償で支給した原材料の代金を、下請事業者が原材料を用いて製造した物品等の代金よりも早く支払わせることです。

最近、原材料費が
高くって……
すぐ支払ってくれる？

下請代金を
もらっていないのに
支払うのですか！



下請代金法

割引困難な手形の交付

下請代金の支払に際して、一般的な金融機関で割引が困難な手形（例えば繊維業は90日超、その他の業種は120日超の長期手形など）を交付することです。

支払はこれでね。

こんな長い
サイトの手形じゃ
困りますよ～

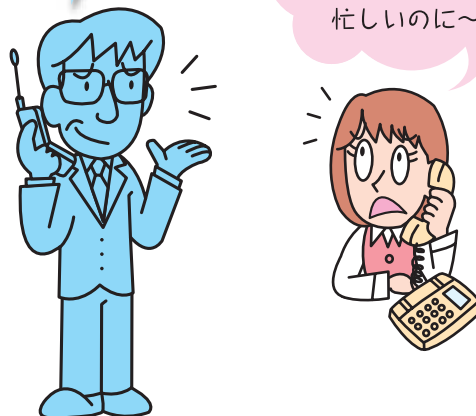


不当な経済上の利益の提供要請

正当な理由がないにも関わらず、親事業者が自己のために下請事業者に対して、金銭・役務の提供をさせることです。

来週、
人をこちらによこして、
仕事手伝ってよ。

そんな～。
うちだって
忙しいのに～



不当な給付内容の変更、不当なやり直し

下請事業者が責任がないにも関わらず、親事業者が事後に発注内容を変更したり、やり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害することです。

仕上がりを見ただけでさ、
やっぱりこのポスター
赤にしてくれない。
でも、費用は負担
できないから。

いまさら、
そんなこと
言われても
困りますよ～



親事業者、下請事業者の定義

- ◆ 物品の製造委託・修理委託
- ◆ 情報成果物作成委託（プログラム作成に係るもの）
- ◆ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るもの）

親事業者	下請事業者
資本金 3 億円 超	資本金 3 億円以下(個人を含む)
資本金 1 千万円超 3 億円以下	資本金 1 千万円以下(個人を含む)

- ◆ 情報成果物作成委託（プログラム作成に係るものを除く）
- ◆ 役務提供委託（運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に係るものを除く）

親事業者	下請事業者
資本金 5 千万円 超	資本金 5 千万円以下(個人を含む)
資本金 1 千万円超 5 千万円以下	資本金 1 千万円以下(個人を含む)

違反行為の取り締まり

改善指導、勧告等を行います。

公正取引委員会と中小企業庁は、毎年、親事業者、下請事業者に対して書面調査や立入検査(親事業者のみ)を行っています。

親事業者が下請代金法に違反している場合は、原状回復の改善指導等を行います。

また、悪質な違反者に対しては、原状回復を求めるとともに、再発防止策を講じるよう、勧告を行います。勧告を受けた事業者は、企業名を公表される場合があります。

最高50万円の罰金が科せられます。

親事業者が以下の違反行為を行った場合には、最高50万円の罰金が科せられます。

- ◆ 発注内容等を記載した書面の交付義務違反
- ◆ 取引内容を記載した書類の作成・保存事務違反
- ◆ 報告徴収に対する報告拒否、虚偽報告
- ◆ 立入検査の拒否、妨害、忌避

下請振興法

■親事業者が協力すべき事項(「振興基準」)

「振興基準」には、親事業者が下請事業者に配慮すべき事項等が記載されています。親事業者は、下請事業者に対する発注量の平準化や納入頻度の適正化、取引停止の予告などに協力してください。

例えば、
取引停止は、下請事業者の経営に
著しい影響を与えないよう配慮
し、相当の猶予期間をもって予告



明日から
取引しないよ！
うちも厳しくてさ～



そ、そんな…
従業員の生活は
どうすれば…！

また、対価の決定や納品の検査などについては、双方の話し合いによって取決めてください。

例えば、
取引対価は、取引数量、品質、材料費、労務費、運送費、市価の動向等を考慮した合理的な算定
方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含むものとなるよう、双方で協議の上決定

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1511(代)

■取引あっせん

取引あっせんの推進機関である下請企業振興協会※1が運営するビジネスマッチングステーション※2では、下請事業者の皆様の販路拡大を支援しています。発注先、受注情報、ビジネスパートナー等の新規開拓にご利用下さい。

※1 (財)全国中小企業取引振興協会、各都道府県下請企業振興協会

※2 平成19年4月からスタートします。

☆仕事を発注したい

☆パートナーを探したい



<http://zenkyo.or.jp>



☆仕事を受注したい



インターネットを
利用した迅速な取引

都道府県協会
取引あっせん

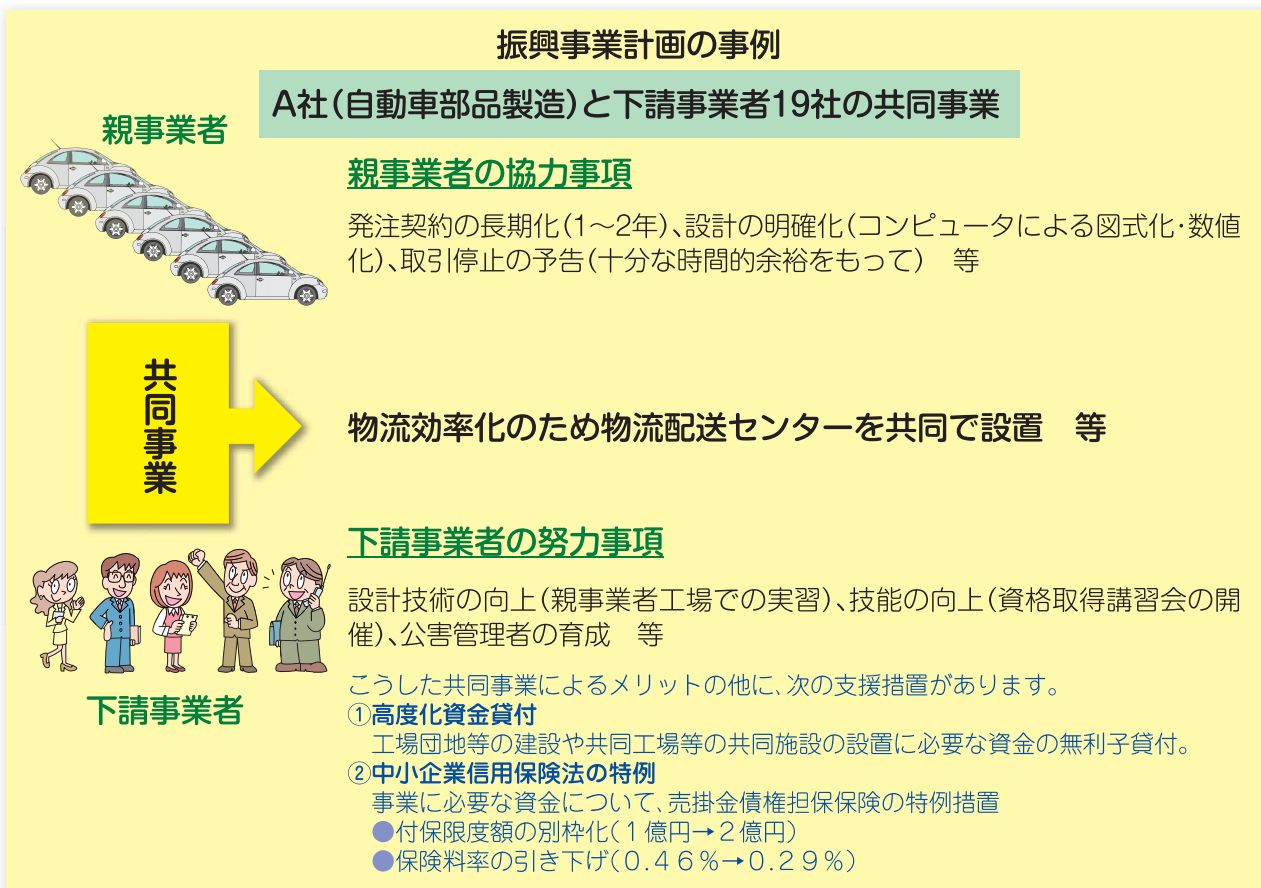


県協会へあっせん
依頼することもできます

【問い合わせ先】(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688(直)

■下請事業者の支援(「振興事業計画」)

複数の下請事業者と親事業者が協力して事業計画を作成し、国の認証を受けて事業を行うとき、金融上の支援措置等が受けられます。



【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1511(代)

下請代金法

下請振興法

■講習会の実施

下請取引に関する法令の内容を周知するため講習会を全国各地で開催しています。

(親事業者向け)

- 下請取引適正化推進講習会(毎年11月) 中小企業庁、公正取引委員会
- 下請取引改善講習会(通年) (財)全国中小企業取引振興協会

(下請事業者向け)

- 下請取引改善講習会(通年) (財)全国中小企業取引振興協会

【問い合わせ先】中小企業庁取引課 03-3501-1511(代)
(財)全国中小企業取引振興協会 03-5541-6688(直)

■下請取引チェックシート

貴社の取引が適正に行われているかの確認にお使い下さい。

【義 務】

項 目	チェック内容	チェック欄
支 払 期 日	支払期日が、納入された物品等の受領後60日以内で定められている。	
発 注 書 面	発注内容が具体的に記載された書面が交付されている。	
	記 載 内 容	
	親事業者及び下請事業者の名称が記載されている。	
	製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日が記載されている。	
	下請事業者の給付の内容が記載されている。	
	下請事業者の給付を受領する期日が記載されている。	
	下請事業者の給付を受領する場所が記載されている。	
	下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日が記載されている。	
	下請代金の額が記載されている。	
	下請代金の支払期日が記載されている。	
遅 延 利 息	手形を交付する場合は、その手形の金額と手形の満期日が記載されている。	
	一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日が記載されている。	
書類の作成保存	原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法が記載されている。	
	支払期日までに下請代金が支払われなかった場合、遅延利息が支払われている。	
書類の作成保存	取引に関する記録が書類として作成され、2年間保存されている。	

【禁止行為】

項 目	チェック内容	チェック欄
受 領 拒 否	下請事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒んだことはない。	
下 請 代 金 の 支 払 遅 延	下請代金は、物品等を受領した日から60日以内に支払われている。	
下請代金の減額	下請事業者に責任がないのに、発注時に決定した下請代金を発注後に減額したことはない。	
返 品	下請事業者に責任がないのに、受領した物品等を返品したことはない。	
買 い た た き	発注する物品・作成物・役務に通常支払われる対価に比べ、著しく低い下請代金を一方的に定めたことはない。	
購 入 ・ 利 用 強 制	下請事業者が発注する物品の品質を維持するなど、正当な理由がないのに、親事業者が指定する物(製品、原材料、マンション等)、役務(保険、リース等)を強制して購入、利用させたことはない。	
報 復 措 置	親事業者の違反行為を公正取引委員会や中小企業庁に知らせたことを理由に、その下請事業者に対して取引数量の削減・取引停止など、不利益な扱いをしたことはない。	
有償支給原材料等の対価の早期決済	親事業者が有償支給する原材料等で、下請事業者が物品の製造等を行っている場合、その原材料等が用いられた物品の下請代金の支払日より早く、原材料等の対価を支払わせたことはない。	
割引困難な手形の交付	下請代金を手形で支払う際、銀行や信用金庫など、一般の金融機関で割引を受けることが困難な手形を交付したことはない。	
不当な経済上の利益の提供要請	親事業者が、自己のために、下請事業者に金銭や役務、その他の経済上の利益を不当に提供させたことはない。(協賛金、従業員の派遣など)	
不当な給付内容の変更、不当なやり直し	発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、受領したあとにやり直しや追加作業を行わせる場合の費用は親事業者が負担する。	

問い合わせ先

ご相談やご質問は、全国の相談窓口までお気軽にどうぞ。

下請代金法・下請振興法、その他下請中小企業政策全般に関するお問い合わせ

中小企業庁 取引課 03(3501)1511(代)

<http://www.chusho.meti.go.jp>

北海道経済産業局 中小企業課
011(709)2311(代)

東北経済産業局 中小企業課
022(263)1111(代)

関東経済産業局 中小企業課
048(600)0325(直)

中部経済産業局 中小企業課
052(951)2748(直)

近畿経済産業局 中小企業課
06(6966)6000(代)

中国経済産業局 中小企業課
082(224)5661(直)

四国経済産業局 中小企業課
087(811)8529(直)

九州経済産業局 中小企業課
092(482)5450(代)

沖縄総合事務局 中小企業課
098(862)1452(直)

下請代金法・下請取引適正化推進講習会に関するお問い合わせ

公正取引委員会 企業取引課

03(3581)3373(直) <http://www.jftc.go.jp>

取引あっせん・ビジネスマッチングステーション・ 下請取引改善講習会に関するお問い合わせ

(財)全国中小企業取引振興協会

03(5541)6688(直) <http://zenkyo.or.jp/>

取引あっせんに関するお問い合わせ

各都道府県下請企業振興協会

<http://www.zenkyo.or.jp/association/index.htm>

